

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保護)

- 第2 受注者は、この契約による事務に関して個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、また解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

- 第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。
- 2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りではない。

### (安全確保の措置)

- 第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用および提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

### (複写または複製の禁止)

- 第6 受注者は、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

### (再委託の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還)

- 第8 受注者は、この契約による事務を行うために発注者から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

- 第9 受注者は、この事務に従事している者に対して、在職および退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### (事故報告)

- 第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査)

第11 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

(契約解除および損害賠償)

第12 発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。